

行政機関等における特定個人情報の取扱状況について

▶ 立入検査による実態の把握

特定個人情報の取扱状況については、平成28年度よりマイナンバー法に基づく立入検査等により、その実態把握を行ってきた。

行政機関等に対しては、概ね2年一巡の頻度で立入検査を行うとともに、地方公共団体に対しても、令和元年度までに126先(注)に対し検査を行った。

(注)平成29年度下期から、都道府県単位で一都道府県あたり3～5の市区町村を対象に検査項目を絞った検査(以下「レビュー検査」という。)を実施しており、令和元年度までに96先(内数)に対し実施した。

▶ 安全管理措置の実施状況

○行政機関等については、特定個人情報に係る安全管理措置は概ね適切に実施されていることが確認できた。

○地方公共団体については、取扱規程等や漏えい時の報告体制、インターネット分離対応などは概ね整備されている一方、マイナンバーの取扱状況に関する監査、取扱担当者等への研修、委託先の監督等について一部の機関において、改善を要する事項が認められた。

○レビュー検査の結果を都道府県単位で見ると、群馬県、富山県、愛媛県等に所在する市等は他に所在する市等に比べ、安全管理措置の実施状況が良好であることが確認できた。

また、これらの市等において、安全管理措置の実施状況が良好である主な要因として、次のような実態が確認できた。

- ✓ 近隣の市が共同して外部事業者研修を委託し受講するとともに、安全管理措置の実施状況について相互監査を実施している。
- ✓ 近隣の市が協力する体制を構築し、共同して安全管理措置の実施状況の相互監査を行っている。
- ✓ 県が市町村を構成員とする連絡調整会議等を定期的を開催し、積極的に市町村の安全管理措置の実施に関与し、情報提供や助言等を行っている。
- ✓ 県が市町に対し、県の管理規程を紹介し規程の策定を依頼しており、各市はプロジェクトチームを設置し規程の整備を含め体制整備を行っている(県もプロジェクトチームを設置し体制整備)。

(以上)